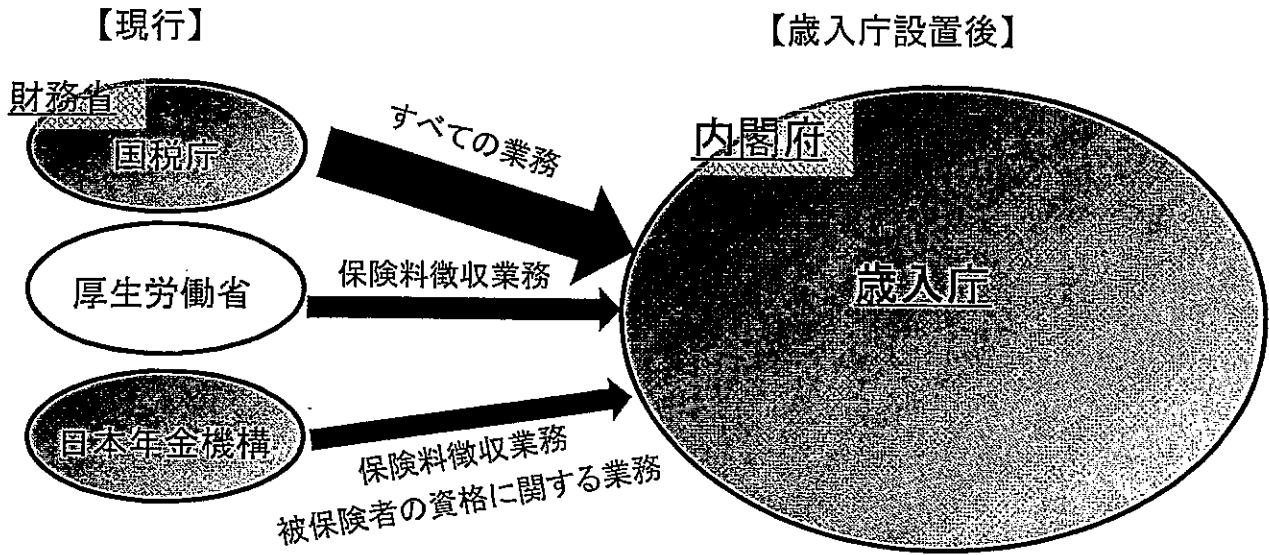


「歳入庁設置法」案 概要

- 【目的】
- 税、保険料の徴収に関する業務の効率化推進 (歳出削減)
 - 納付者の利便性の向上促進 (窓口一本化)
 - 納付状況の改善 (収入確保)

- 【概要】
- 内閣府に「歳入庁」を設置(H25年度中)
 - 歳入庁は、以下の業務を一元的に実施
 - ・国税庁所掌業務
 - ・厚生労働省所掌の労働災害補償保険・雇用保険の保険料徴収業務
 - ・日本年金機構所掌の厚生年金保険・国民年金等の保険料徴収業務、被保険者の資格に関する業務(協会けんぽを含む)
 - 現在の国税庁の職員と同程度の定数
 - 歳入庁設置までに以下を検討
 - ・早期のシステム統合、関係行政との連携強化
 - ・個人情報保護のための体制の整備
 - ・マイナンバー制度の導入
 - ・地方公共団体が歳入庁に地方税徴収業務を委託できる制度
 - 標準報酬月額等の上限廃止、被用者に係る保険料率等の統一も併せて検討



歳入庁の設置による内国税並びに労働保険料及び年金保険料等の徴収に関する業務の効率化等の推進に関する法律（案）

（目的）

第一条 この法律は、国税庁が所掌している内国税の賦課及び徴収に関する事務等並びに厚生労働省が所掌している労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料（以下「労働保険料」という。）の徴収等に関する事務並びに日本年金機構が行っている厚生年金保険及び国民年金の保険料その他の保険料（以下「年金保険料等」という。）の徴収等に関する業務を一元的に行う歳入庁の設置等に関する基本的な事項について定めることにより、内国税並びに労働保険料及び年金保険料等の徴収等に関する業務の効率化並びにこれらの納付を行う者の利便性の向上を推進し、あわせてこれらの納付の状況の改善に資することを目的とする。

（歳入庁の設置）

第二条 政府は、内閣府に、その外局として歳入庁を置くものとし、このために必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

2 歳入庁は、平成二十五年度において、置かれるものとする。

(歳入庁が一元的に行う事務等)

第三条 次に掲げる事務については、歳入庁において一元的に行うものとする。

- 一 国税庁が所掌している内国税の賦課及び徴収に関する事務その他の事務
- 二 厚生労働省が所掌している労働者災害補償保険事業及び雇用保険事業に関する事務のうち、労働保険料等の徴収に関するものその他その徴収に関し必要となるもの
- 三 日本年金機構が行っている業務のうち、年金保険料等その他徴収金の徴収に関するもの、厚生年金保険及び国民年金の被保険者等の資格に関するものその他これらに関し必要となるもの
- 2 前項の事務のうち内国税並びに労働保険料及び年金保険料等の納付を行う者の利便性の向上を図りつつ業務の効率化を進める観点から民間に委託することが適当なものについては、民間への委託をすることができるものとする。

(歳入庁の職員の定員等)

第四条 歳入庁の職員の定員は、歳入庁が設立される直前における国税庁の職員の定員と同程度のものとするものとする。

2 歳入庁の設立に伴い退職をする者が生じる場合においては、当該退職に際し、適切な配慮がなされるものとする。

(歳入庁の設置までの検討)

第五条 政府は、歳入庁が設置されるまでに、次に掲げる事項について検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

一 国税庁が有する内国税の賦課及び徴収に関する情報システム、厚生労働省が有する情報システムのうち第三条第一項第二号に掲げる事務に関するもの並びに日本年金機構が有する情報システムのうち同項第三号に掲げる業務に関するものを早期に統合するとともに、内国税並びに労働保険料及び年金保険料等の徴収等に資する各種のデータベースに関する関係行政機関との連携を強化すること。

二 歳入庁に引き継がれることとなる年金保険料等の納付等に係る個人情報その他のその保有に係る個人情報情報が漏えいし、滅失し、又は毀損することを防止するため、その適切な管理のために必要な体制の整備等を行うこと。

三 歳入庁の設置と同時期に、税、社会保障等に関する行政手続における特定の個人を識別するための番

号の利用等に関する制度を導入すること。

四 地方公共団体が歳入庁に対し地方税の徴収に関する事務を委託することができる制度を導入すること。

(社会保険制度に関する負担の公平を図るための検討)

第六条 政府は、厚生年金保険、健康保険その他の社会保険の制度について、被保険者等に係る負担の公平を図るため、標準報酬月額等の上限の廃止を含めたその在り方、被用者に係る保険料率等の統一を含めたその在り方等の見直しに関し検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

内国税並びに労働保険料及び年金保険料等の徴収等に関する業務の効率化並びにこれらの納付を行う者の利便性の向上を推進し、あわせてこれらの納付の状況の改善に資するため、国税庁が所掌している内国税の賦課及び徴収に関する事務等並びに厚生労働省が所掌している労働保険料の徴収等に関する事務並びに日本年金機構が行っている年金保険料等の徴収等に関する業務を一元的に行う歳入庁の設置等に関する基本的な事項について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

歳入庁の設置による内国税並びに労働保険料及び年金保険料等の徴収に関する業務の効率化等の推進に関する法律案要綱

第一 目的

この法律は、国税庁が所掌している内国税の賦課及び徴収に関する事務等並びに厚生労働省が所掌している労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料（以下「労働保険料」という。）の徴収等に関する事務並びに日本年金機構が行っている厚生年金保険及び国民年金の保険料その他の保険料（以下「年金保険料等」という。）の徴収等に関する業務を一元的に行う歳入庁の設置等に関する基本的な事項について定めることにより、内国税並びに労働保険料及び年金保険料等の徴収等に関する業務の効率化並びにこれらの納付を行う者の利便性の向上を推進し、あわせてこれらの納付の状況の改善に資することを目的とする。

（第一条関係）

第二 歳入庁の設置

1 政府は、内閣府に、その外局として歳入庁を置くものとし、このために必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

2 歳入庁は、平成二十五年度において、置かれるものとする。

(第二条関係)

第三 歳入庁が一元的に行う事務等

1 次に掲げる事務については、歳入庁において一元的に行うものとする。

一 国税庁が所掌している内国税の賦課及び徴収に関する事務その他の事務

二 厚生労働省が所掌している労働者災害補償保険事業及び雇用保険事業に関する事務のうち、労働保険料等の徴収に関するものその他その徴収に関し必要となるもの

三 日本年金機構が行っている業務のうち、年金保険料等その他徴収金の徴収に関するもの、厚生年金保険及び国民年金の被保険者等の資格に関するものその他これらに関し必要となるもの

2 1の事務のうち内国税並びに労働保険料及び年金保険料等の納付を行う者の利便性の向上を図りつつ業務の効率化を進める観点から民間に委託することが適当なものについては、民間への委託をすることができるものとする。

(第三条関係)

第四 歳入庁の職員の定員等

1 歳入庁の職員の定員は、歳入庁が設立される直前における国税庁の職員の定員と同程度のものとするものとする。

2 歳入庁の設立に伴い退職をする者が生じる場合においては、当該退職に際し、適切な配慮がなされるものとする。

(第四条関係)

第五 歳入庁の設置までの検討

政府は、歳入庁が設置されるまでに、次に掲げる事項について検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

一 国税庁が有する内国税の賦課及び徴収に関する情報システム、厚生労働省が有する情報システムのうち第三の1の二に掲げる事務に関するもの並びに日本年金機構が有する情報システムのうち第三の1の三に掲げる業務に関するものを早期に統合するとともに、内国税並びに労働保険料及び年金保険料等の徴収等に資する各種のデータベースに関する関係行政機関との連携を強化すること。

二 歳入庁に引き継がれることとなる年金保険料等の納付等に係る個人情報その他のその保有に係る個人情報情報が漏えいし、滅失し、又は毀損することを防止するため、その適切な管理のために必要な体制の整備等を行うこと。

三 歳入庁の設置と同時期に、税、社会保障等に関する行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する制度を導入すること。

四 地方公共団体が歳入庁に対し地方税の徴収に関する事務を委託することができる制度を導入すること。
(第五条関係)

第六 社会保険制度に関する負担の公平を図るための検討

政府は、厚生年金保険、健康保険その他の社会保険の制度について、被保険者等に係る負担の公平を図るため、標準報酬月額等の上限の廃止を含めたその在り方、被用者に係る保険料率等の統一を含めたその在り方等の見直しに関し検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとすること。

(第六条関係)

第七 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

(附則関係)

歳入庁を創設したときの増加年金保険料収入額、増加健康保険料収入額試算の前提

みんなの党

民間給与実態統計調査（平成 22 年）

《国税庁》

民間の事業所に勤務している給与所得者を対象
《パート、アルバイトを含む従業員、役員》

5,479万人（年間月平均）

個人事業所＝約 340 万人

株式会社・その他の法人＝約 5,139 万人

※ただし、全従業員について源泉所得税の納税がない事業所の従業員や、
労働した日、時間によって給与の金額が算定され、かつ労働した日に
その都度給与の支給を受ける者を除く。

現在の適用状況（平成 22 年度）

（厚生労働省資料より）

*厚生年金の被保険者（70歳まで）＝3,464万人（年度平均）

*健康保険の被保険者（75歳まで）＝3,532万人（年度平均）

協会けんぽ＝1,968万人（年度平均）

組合健保＝1,564万人（年度平均）

11000万人程度の差

未適用事業所の従業員等

厚生年金等の強制適用とならない場合

- 短時間労働者（週の労働時間が通常の労働者の3/4未満）等
- 従業員5人未満の個人事業所
- 農業、飲食業等の個人事業所 など

厚生年金、健康保険の強制適用となる者の推計《粗い推計》

民間給与実態統計調査（平成 22 年）《国税庁》
5, 479万人（年間平均）

☆厚生年金・健康保険の強制被保険者の可能性が高い者の総数は、
5, 479万人ー約681万人ー約120万人＝約4, 678万人

*短時間労働者と思われる者（年収130万円未満）＝約681万人（推計）

従業員五人未満の個人事業所
120万人
(推計)

☆他に厚生年金等の強適用とならない者として

- ・「農林水産業、鉱業」の個人事業所の給与所得者約32万人（一部）
- ・「宿泊業、飲食サービス業」の個人事業者の給与所得者数約35万人

などが統計からは読み取れる。しかし、年収130万円未満の給与所得者数などと重複する。

☆なお、厚生年金保険の被保険者とならない70歳以上の給与所得者数約139万人（1年を通じて勤務した者4,552万人の内数）（ただし、給与所得階級は不明）が存在する。

※年収130万円未満と従業員5人未満の個人事業の給与所得者を重複して差し引いた部分がある。

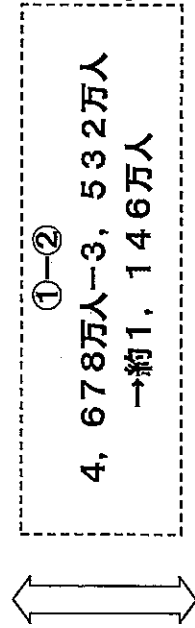
当該統計調査では対象者数の正確な把握には限界がある。ある程度の誤差はやむを得ないとする。

1. 健康保険料の増収見込額等について《粗い推計》

※未適用事業所は主に小規模な事業所と思われることから、新たに健康保険の適用を受ける者が全て協会けんぽに加入するとの前提で、健康保険料の増収見込額等を試算するものとする。

①健康保険等の強制被保険者の可能性が高い者の総計は、

約4,678万人



②健康保険の被保険者 3,532万人(年度平均)

協会けんぽ=1,968万人(年度平均)

組合健保 =1,564万人(年度平均)

市町村国保から異動

1,146万人

×27.6万円(協会けんぽの平均標準報酬月額)(平成22年度)

×13.4月(協会けんぽの平均賞与月数(平成22年度)を含む)

×9.34%(協会けんぽの平均保険料率)

=約3兆9,600億円

③1,146万人に係る市町村国保保険料の減収見込みは、

1,146万人×8.3万円(加入者1人当たり保険料調定額(平成21年度))

×88.0%(保険料収納率(平成21年度))

=約8,400億円

④1,146万人の被扶養者に係る市町村国保保険料の減収見込みは、

1,146万人×0.77(協会けんぽの被扶養率(平成21年度末))

×8.3万円(③と同じ)×88.0%(③と同じ)

=約6,400億円

③+④=約1兆4,800億円

※市町村国保の保険料の納付率が100%となる場合(3兆495億円(平成21年度保険料(税)収入額)÷88.0%-3兆495億円=約4,200億円

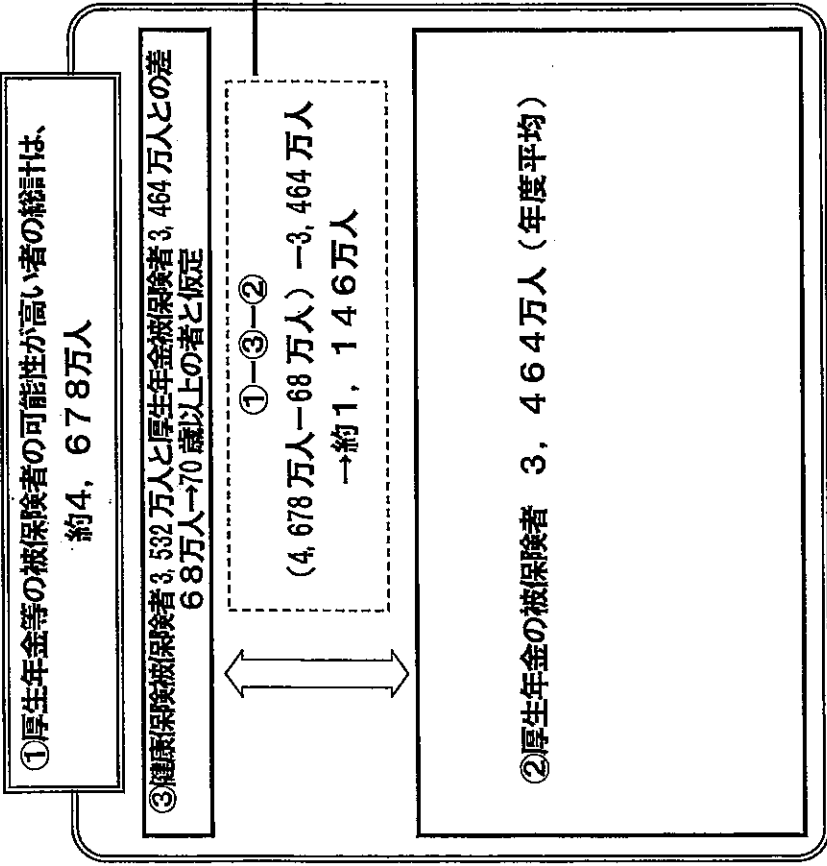
→市町村国保の被保険者数に占める③+④の者の割合(およそ57%)を基に重複分を除くと、約1,800億円

協会けんぽ保険料の増収見込み約3兆9,600億円+市町村国保保険料の減収見込み約1,800億円による影響額は、

およそ3兆円の健康保険料の増収が見込まれる。

2. 厚生年金保険料の増収見込額等について《粗い推計》

※厚生年金等の強制被保険者の可能性が高い者の中には70歳以上の者が含まれているが、ここでは、新たに健康保険の適用を受ける者(1,146万人)と同じ者が、新たに厚生年金の適用を受ける者とする。(70歳以上の者139万人のうち、年収130万円以下の者と重複しない者を68万人としたことと同じ効果)



1,146万人

×27.6万円(協会けんぽの平均報酬月額)(平成22年度)
×13.4月(協会けんぽの平均賞与月数を含む)(平成22年度)
×(15.704%+16.058%)÷2(厚生年金の保険料率)
※平成22年8月分(9月納付)までが15.704%、それ以降は16.058%

＝約6兆7,300億円

国民年金から異動

③1,146万人のうち、20～60歳(国民年金第1号被保険者)の者は
約956万人(推計)。

その者に係る国民年金保険料の減収見込みは、
956万人×15,100円×12月×
×59.3%(平成22年度の保険料納付率(現年度分))
＝約1兆300億円

④956万人に係る被扶養配偶者の数を、第2号被保険者数に占める
第3号被保険者数の割合(約26%)とすれば、
被扶養配偶者分を含めた総額は＝約1兆3,000億円

※国民年金保険料の納付率が100%となる場合(16,679万円(納付対象月数) - 9,893万円(納付月数)) × 15,100円 = 約1兆200億円
→第1号被保険者数(1,938万人)に占める④の割合(およそ62%)を基に重複分を除くと、約3,900億円

厚生年金保険料の増収見込み約6兆7,300億円と国民年金保険料の減収見込み約1兆3,000億円と国民年金保険料の増収見込み約3,900億円による影響額は
およそ6兆円の増収が見込まれる。

《粗い推計》歳入庁を創設したときの増加健康保険料収入額試算（平成22年度）（計算方法）

【前提】 民間給与所得者：5,479万人（年間平均）、協会けんぽ被保険者数：1,968万人（年度平均）、健保組合被保険者数：1,564万人（年度平均）

1. 協会けんぽの保険料増収額

① パート労働者等と思われる給与階級（年収130万円未満）に該当する給与所得者は、

→ 361万人（100万円以下）+684万人（100万円超200万円以下）×10分の3＝約566万人（1年を通じて勤務した給与所得者4,552万人の内数）

→ 566万人÷4,552万人×5,479万人＝約681万人（年間平均の民間給与所得者5,479万人に換算）

② 5人未満の個人事業所に勤めていると思われる給与所得者は、

→ 270万人（10人未満の個人事業所の給与所得者数）×4/9＝120万人（年間平均の民間給与所得者5,479万人の内数）

③ 協会けんぽの強制被保険者になるとと思われる給与所得者数は、→ 5,479万人－681万人－120万人＝約4,678万人

④ 歳入庁創設により新たに協会けんぽの被保険者になるとと思われる給与所得者数は、→ 4,678万人－（1,968万人+1,564万人）＝1,146万人

☆協会けんぽの保険料増収額

1,146万人×27.6万円（協会けんぽの平均標準報酬月額（平成22年度））×13.4月（協会けんぽの平均賞与月数の実績（平成22年度）を含む）

×9.34%（協会けんぽの保険料率（平成22年度））＝**約3兆9,600億円**

2. 市町村国保の保険料減収額（被扶養者分を含む）

1,146万人×（1+0.77（協会けんぽの被扶養率（平成22年度））×8.3万円（加入者1人当たり保険料（平成21年度））×88.0%（市町村国保の保険料納付率（平成21年度））＝**約1兆4,800億円**

3. 市町村国保の保険料増収額

① 市町村国保の保険料の納付率88.0%（平成21年度）が100%となる場合の単純な増収額は、

（3兆495億円（平成21年度保険料（税）収入額）÷88.0%）－3兆495億円＝約4,200億円

② 市町村国保から協会けんぽに異動する者の影響分（市町村国保の被保険者数に占める協会けんぽに異動する者数の割合（約57%※））を除くと、
（100%－57%）×4,200億円＝**約1,800億円**

※57%←（1,146万人×（1+0.77）÷3,567万人（市町村国保の被保険者数））

※ 差し引き後の増加健康保険料収入額

3兆9,600億円－1兆4,800億円+1,800億円＝およそ2.7兆円（1,000億円単位）

《粗い推計》歳入庁を創設したときの増加年金保険料収入額試算（平成22年度）（計算方法）

【前提】 民間給与所得者：5,479万人（年間平均）、厚生年金被保険者数：3,464万人（年度平均）

1. 厚生年金の保険料増収額

- ① パート労働者等と思われる給与階級（年収130万円未満）に該当する給与所得者は、健康保険と同じ約681万人
- ② 5人未満の個人事業所に勤めていると思われる給与所得者は、健康保険と同じ約120万人
- ③ 70歳以上の給与所得者139万人（1年を通じて勤務した給与所得者4,552万人の内数）を除く必要があるが、①と②との重複も大きいと思われる。年齢階級別の給与階級のデータがないため、現在の健康保険の被保険者数と厚生年金の被保険者数との差である68万人と仮定する。
- ④ ③を前提とすれば、歳入庁創設により新たに被保険者になるとと思われる給与所得者数は、1,146万人（健康保険と同じ）

※ 厚生年金保険料の増収額

1,146万人×27.6万円（協会けんぽの平均標準報酬月額（平成22年度）×13.4月（協会けんぽの平均賞与月数の実績（平成22年度）を含む））
×（（15.704%+16.058%）÷2）（厚生年金の保険料率（平成22年8月分（9月納付）までが15.704%））＝約6兆7,300億円

2. 国民年金の保険料減収額

- ① 20歳から60歳までの者の給与所得者数は、3,796万人（1年を通じて勤務した給与所得者4,552万人の内数）
- ② 1,146万人×（3,796万人÷4,552万人）×15,100円×12月×59.3%（平成22年度現年度分の納付率）＝約1兆300億円
- ③ ②の者の被扶養配偶者数を第2号被保険者数（厚生年金と共済年金）に対する第3号被保険者数の割合（約26%、平成22年度末）と同程度と考えれば、→被扶養配偶者を含めた減収額は1兆300億円×1.26＝1兆3,000億円

3. 国民年金保険料の増収額

- ① 保険料納付率59.3%が100%となる場合の単純な保険料増収額は、（16,679万円（納付対象月数）－9,893万円（納付月数））×15,100円＝1兆200億円。
- ② ただし、「2.」の異動者分を除くと、
→1兆200億円×（100%－62%（第1号被保険者数1,938万人（平成22年度末）に占める「2. ③」の割合））＝約3,900億円

※ 差し引き後の増加年金保険料収入額

6兆7,300億円－1兆3,000億円+3,900億円＝およそ5.8兆円（1,000億円単位）

歳入庁を創設したときの増加健康保険料収入額試算に基づく公費負担への影響について (粗い推計)

年金制度に関しては、基礎年金の給付費に対して2分の1を国庫負担する仕組みであり、短期的には国庫負担への影響はないものと考
えられる。ただし、将来的には、保険料未納がなくなることと基礎年金給付費の増加が予想されることから、国庫負担の増加も見込まれ
る。

【前提】市町村国保の加入者1人当たりの医療費：29.0万円(平成21年度)、協会けんぽの加入者1人当たりの医療費：15.2万円(平成21年
度)、市町村国保からは全て協会けんぽに加入することとする。

- ① 加入者1人当たりの市町村国保の公費負担額は、
29.0万円×80.67%(実効給付率)×50%(公費負担のおよその率)=11.7万円、うち、国の負担分(43%)→約10.1万円
 - ② 加入者1人当たりの協会けんぽの国庫負担は、
15.2万円×76.64%(実効給付率)×16.4%(国庫負担率、ただし、平成22年7月以降の率)=1.9万円
 - ③ 市町村国保から協会けんぽの被保険者となる者を1,146万人とした場合は、
(11.7万円-1.9万円)×1,146万人×(1+0.77(協会けんぽの被扶養率(平成22年度)))=約1兆9,900億円
うち、国分は(10.1万円-1.9万円)×1,146万人×(1+0.77(協会けんぽの被扶養率(平成22年度)))=約1兆6,600億円
- ☆ 約2兆円の公費負担の減少(国庫負担分は約1.7兆円)が見込まれる。

増加健康保険料収入額2.7兆円+増加年金保険料収入額5.8兆円+国庫負担減少額1.7兆円=およそ10兆円

被用者保険の保険料率を協会けんぽの保険料率（全国平均）に統一した場合の保険料等収入額の増収額について

《保険料率等からの単純計算の推計額》

みんなの党

	協会けんぽ	健保組合	国家公務員 共済組合	地方公務員等 共済組合	私学教職員 共済
保険料（掛金）率	9.500% (平成23年度予算ベース)	7.926% (平成23年度予算ベース)	6.718% (平成21年度)	7.87% (平成21年度)	6.520% (平成22年度)
保険料（掛金）収入額	67,723億円 (平成23年度予算ベース)	64,173億円 (平成23年度予算ベース)	4,741億円 (平成21年度)	13,135億円 (平成21年度)	1,944億円 (平成22年度)
協会けんぽと同率と した場合の収入額	—	約76,920億円	約6,700億円	約15,855億円	約2,830億円
現行の収入額との差	—	約12,740億円	約1,960億円	約2,720億円	約890億円
合計					
					約1.83兆円

資料：全国健康保険協会運営委員会資料「協会けんぽの収支見込み（医療分）、健康保険組合連合会「平成23年度健保組合予算早期集計結果の概要」、財務省主計局「平成21年度国家公務員共済組合事業統計年報」、総務省自治行政局公務員部福利課「平成21年度地方公務員共済組合等事業年報」、日本私立学校振興・共済事業団「私学共済制度統計要覧 平成23年版」、共済新報2011.2月号「平成21年度各共済組合事業概況」（共済組合連盟）等より

- 注1. 保険料（掛金）率は、各団体公表資料の平均保険料率を掲げた。ただし、国家公務員共済組合は「標準報酬月額+標準期末手当等の額に対する収入割合」を用い、地方公務員共済組合は「保険料（掛金）収入額」÷「給料月額及び期末手当等の額」（約16兆6,833億円、事業年報）により単純計算した数値とした。
- 注2. 保険料（掛金）収入額について、協会けんぽ及び健保組合は平成23年度の予算ベースの額を掲げた。国家公務員共済組合及び地方公務員共済組合については、平成21年度の決算ベースであり、事業概況の「短期掛金」（本人負担分）+「短期負担金」（事業主負担分）の単純合計とした。
- 注3. 国家公務員共済組合及び地方公務員共済組合の掛金率が日本医師会の記者会見資料と異なる理由として、介護分、福祉事業分などの影響が考えられるが、詳細は不明である。
- 注4. 被用者保険には、他に船員保険があるが、平成23年度「予算ベース」の疾病保険分【保険料率9.25%、保険料収入額268億円】が小規模であることから、ここでは試算の範囲とした。

【参考】協会けんぽの収支見通しにおける平成24年度の保険料率（9.8%〔ケース1の②〕）に統一した場合

- 9.8%→健保組合で約15,170億円、国共済で約2,175億円、地共済で約3,220億円、私学共済で約980億円の収入増となり、
合計で約2.15兆円の収入増と計算される。ただし、健保組合等の保険料率等の引上げも見込まれることから、
収入増額は約1.83兆円とあまり変化しないことも推察される。

健康保険及び厚生年金保険の保険料の上限をなくした場合の増収額について

みんなの党

- ◇ 次ページのとおり、民間サラリーマンが加入する健康保険（協会けんぽ、健保組合）の保険料上限（標準報酬月額等の等級上限121万円等）をなくした場合の保険料の増収額は、年間約2,200億円と見込まれます（ただし、健保組合の保険料率を協会けんぽと同じ保険料に統一した場合を前提とした増収額です）。

このうち、「協会けんぽ」のみでは約1,200億円の増収が、また、「健保組合」のみでは約1,000億円の増収が、それぞれ見込まれます。（現行制度で上限に達している被保険者数の割合に基づく試算）

※ 健保組合の保険料率を現行の7.926%のままでは約800億円と見込まれ、協会けんぽの約1,200億円との合計は約2,000億円となります。

- ◇ 3ページのとおり、民間サラリーマンが加入する厚生年金の保険料上限（標準報酬月額の等級上限62万円等）をなくした場合の保険料の増収額は、年間約1兆5,000億円と見込まれますが、所得（平均標準報酬）に応じた年金額を給付する現行の仕組みであれば、将来的に、そのうちの3分の2程度（約1兆円）は給付に必要と言われております。

※ 公務員の共済組合等につきましては、健康保険や厚生年金と同様の試算をするための統計数値が見当たらない（現時点）ため、試算ができませんでした。ご了承願います。

《参考》

健康保険について、2009年5月の日本医師会の記者会見資料に、「保険料を完全に年収に比例させると」、「被用者保険で約0.2兆円増収」と記されています（ただし、公務員の共済組合等を除いていると思われる）。

厚生年金について、2008年に、厚生労働省が社会保障審議会年金部会に提出した資料に、標準報酬月額の上限62万円を健康保険の上限121万円に引き上げた場合、当面8,000億円から9,000億円の増収が見込まれる（将来的にはその3分の2が給付に必要）と記されています。

【健康保険について】

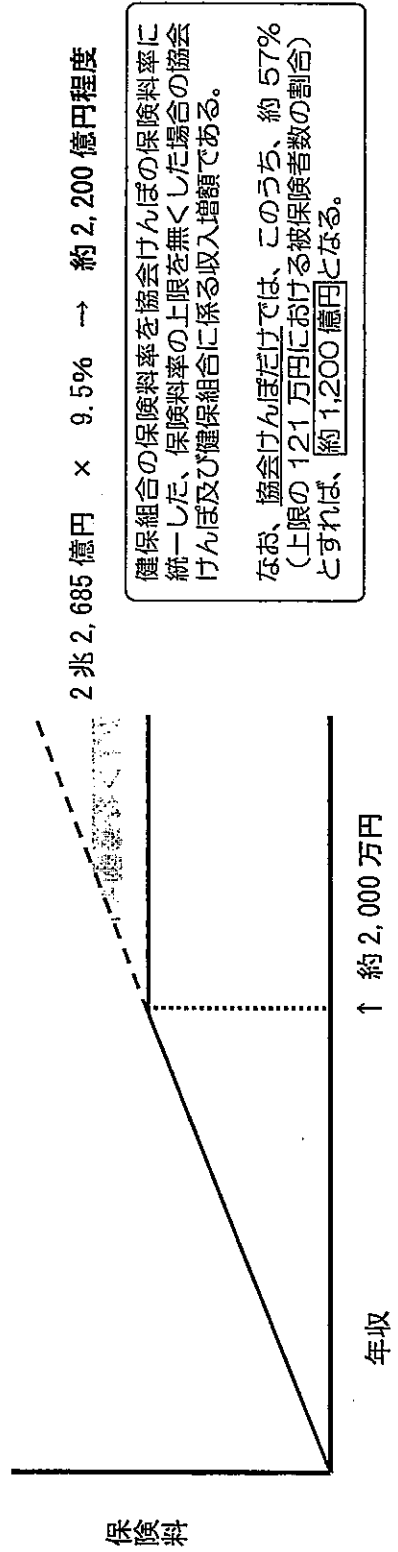
- 協会けんぽ及び健保組合（民間サラリマン）を対象に試算。
- 現在の標準報酬月額の上限は121万円（実際の給与は117.5万円以上）、標準賞与の上限は540万円。
- 日医総研「公的医療保険の財源」（前田由美子 2010年5月）の推計方法に倣い、数値を更新。
- 標準報酬月額121万円に該当する約32.2万人のうち、年収2,000万円を超えていない者が約14.2万人と見込まれるが、試算の対象外となる。

- ① 117.5万円×12月+540万円=1,950万円であることから、年収約2,000万円以上の者については保険料額が一定。
- ② 国税庁の民間給与実態調査（平成22年）では、民間事業所の給与所得者（役員を含む）の数及び給与総額は以下のとおり。

	給与所得者数	賞与を含む給与総額
総数	4,552万人	187兆5,455億円
2,000万円以上の者	18万64人(0.4%)	5兆8,698億円(3.1%)

- ③ 2,000万円以上の者について、既に保険料が賦課されている部分の額は、2,000万円×18万64人=約3兆6,013億円。
- ④ 上限を無くした場合に新たな賦課対象となる給与総額は、5兆8,698億円-3兆6,013億円=2兆2,685億円
- ⑤ ④に現在の協会けんぽの保険料率を掛け合わせると、2兆2,685億円×9.5%=年間約2,200億円（労使の合計）となる。

（参考）上記の試算のイメージ図



【厚生年金について】

- 現在の標準報酬月額の上限は 62 万円、標準賞与の上限は 150 万円×3 回の 450 万円。
- 標準報酬月額の上限 121 万円（健康保険）までは健康保険と同じ等級表（区分）として考える。
- 121 万円（健康保険の上限）を超える部分は、前述と同じ手法で試算。

① 平成 21 年度末時点の協会けんぽ及び健保組合の標準報酬月額等級表の区分（65 万円から 121 万円）の者（約 177.5 万人）についての適用状況から、以下の方法で算出した。なお、賞与は標準報酬月額の 3.6 月分と仮定した。

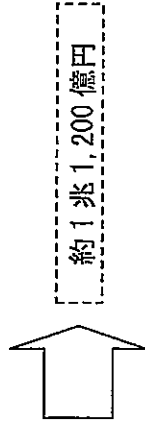
《平成 21 年度末の被保険者数》

標準報酬月額	協会けんぽ	健保組合
650,000 円	57,795 人	181,486 人
680,000 円	34,702 人	146,625 人
710,000 円	73,532 人	140,824 人
750,000 円	41,459 人	119,280 人
790,000 円	59,498 人	92,344 人
830,000 円	34,347 人	78,545 人
880,000 円	36,858 人	63,339 人
930,000 円	20,889 人	45,836 人
980,000 円	57,241 人	37,014 人
1,030,000 円	17,839 人	30,489 人
1,090,000 円	21,695 人	27,358 人
1,150,000 円	12,434 人	21,158 人
1,210,000 円	184,123 人	137,750 人

- ① 左表の等級ごとに保険料額を以下の計算式で試算

$$\text{標準報酬月額} \times 15.6 \text{ 月 (12 月} + 3.6 \text{ 月)} \\ \times \text{被保険者数} \times 16.412\%$$
- ② ①の等級ごとの額の合計を試算
- ③ 現在の最高等級 62 万円に該当するこ
とで既に支払っている保険料総額を以
下の計算式で試算して、②から差し引
く。

$$62 \text{ 万円} \times 15.6 \text{ 月} \times 177.5 \text{ 万人} \times 16.412\%$$



約 1 兆 1,200 億円

② 前述の健康保険の③及び④を活用し、2,000 万円以上の給与所得者については、2 兆 2,685 億円×16.412%＝3,700 億円（労使の合計）となり、①との合計で年間約 1 兆 5,000 億円となる。